

長崎県中学校体育連盟主催大会における複数校合同チーム編成規定

長崎県中学校体育連盟

1. 趣 旨

参加を承認する精神は、あくまでも少人数の運動部による単独チーム編成が出来ないことの救済措置であり、勝利至上主義のためのチーム編成であってはならない。

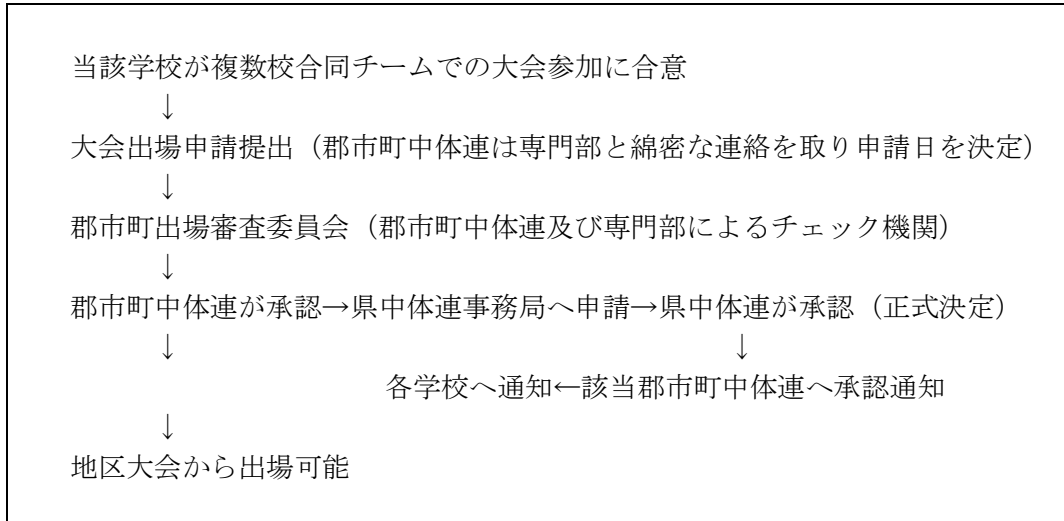
2. 条 件

- (1) 複数校合同チームとしてそれぞれの学校教育計画に基づいて活動していること。
- (2) 複数校合同チームの各校は、長崎県中体連に加盟していること。
- (3) 複数校合同チームとしての大会参加が各郡市町中体連に承認されていること。
- (4) 個人種目でない以下の競技種目（7種目）に限る。
 - ・バスケットボール ・サッカー ・バレーボール ・ハンドボール ・軟式野球
 - ・ソフトボール ・ラグビーフットボール
- (5) 申請は、各校の校長が連名で行うこと。
- (6) 少人数合同及び付帯合同チームの監督は、出場校の校長・教員・部活動指導員のいずれか1名（代表監督制）とする。また、補充合同チームについては、補充した学校が行う。

3. 細 則

- (1) 複数校合同チーム編成における決定は、各郡市町中体連会長及び県中体連会長が、編成が適切であると承認した場合に限る。
- (2) 年度当初から学校長が認めている部のみの適用とする。（突発的な運用は認めない。）
- (3) 各学校の校長・教員・部活動指導員のいずれかを引率につけ、土曜・日曜等を含み可能な限り日常的な活動を行っている場合に限る。
- (4) 出場最低人数は次のとおりとし、該当校がこの人数を下回った場合のみ複数校合同チームを編成できる。
 - ・バスケットボール（5人）・サッカー（11人）・バレーボール（6人）
 - ・軟式野球（9人）・ハンドボール（7人）・ソフトボール（9人）
 - ・ラグビーフットボール（7人）
- (5) 複数校合同チームを編成する場合は、下記のいずれかとする。
 - ① 少人数合同チーム
各郡市町内において単独で出場最低人数に満たない学校同士の合同チームである。単独で出場最低人数に満たない学校が3校以上あり、そのうち2校で最低人数を満たす場合でも3校以上での編成は可とするが、原則、各競技の出場最低人数の2倍を超えない範囲（2倍した人数が大会登録人数を超える競技は、大会登録人数までとする）での編成とすること。
 - ② 付帯合同チーム
出場最低人数に満たない学校・少人数合同チームが、郡市町内で最低人数に達している学校と統合することができる合同チームである。ただし、原則、各競技の出場最低人数の2倍を超えない範囲（2倍した人数が大会登録人数を超える競技は、大会登録人数までとする）での編成とすること。
 - ③ 補充合同チーム
出場最低人数に満たない学校・少人数合同チームが、各郡市町内で出場最低人数を越えた学校から補欠2名まで人数を補充することができる合同チームである。
- (6) 複数校合同チームの編成に関わる詳細は、別紙「複数校合同チーム編成規定における詳細」のとおりとする。
- (7) あくまでも、編成方法は少人数合同チームを優先とするが、各郡市町中体連と相談の上、編成規定の趣旨に則り決定すること。

(8) 大会出場手順は次のとおりとする。



※ 原則として承認後の登録された監督・コーチ・選手（生徒）等の変更は認めない。

- (9) 県新人大会への複数校合同チームの参加は原則として認めるが、上位大会への参加の有無については、その競技大会要項に則って決定する。
- (10) 県新人大会において、複数校合同チームがシード権を得た場合の県中総体シード等については、各専門部の判断とする。
- (11) 補充させた選手の自チーム（所属校）が、上位大会へ進出した場合、自チーム（所属校）へ戻って上位大会へ登録することができる。

4. 附 則	本規定は平成15年2月19日	制定
	平成15年度、16年度	試行期間
	平成16年2月18日	改正
	平成17年4月 1日	実施
	平成23年2月23日	3. 細則 (2) (5) (8) 一部改正 (9) 改正
	平成29年2月15日	3. 細則 (8) 一部改正 (13) 追加
	平成29年9月26日	3. 細則 (14) 追加
	平成30年2月23日	3. 細則 (15) 追加
	平成31年2月19日	2. 条件 (6) 3. 細則 (4) (5) 一部改正
	令和 4年9月14日	改正